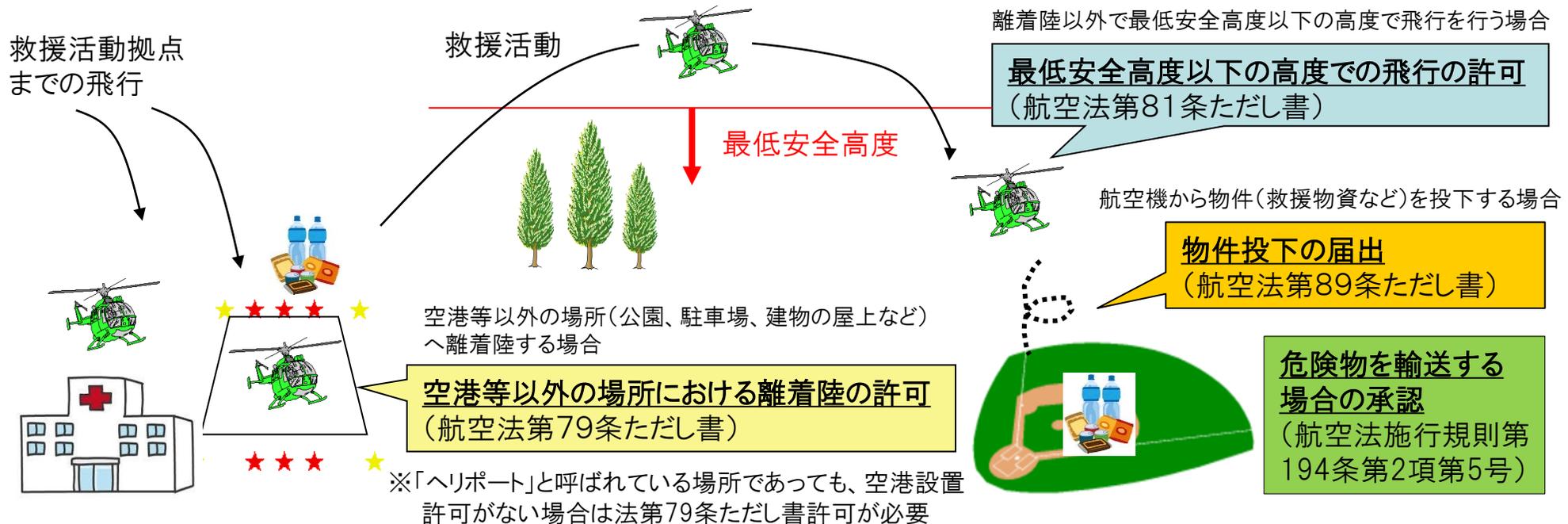


- 公的機関(警察・消防・防衛等)の航空機及び同機関からの依頼を受けた航空機等が捜索又は救助を行う場合には、航空法第81条の2に基づき、場外離着陸(航空法第79条)及び最低安全高度以下の高度での飛行(航空法第81条)に関する許可は不要です。
- 災害発生時に救援活動を行う場合であっても、上記以外の航空機が下図のような飛行をする場合には航空法第79条ただし書許可、同法第81条ただし書許可、同法第89条ただし書届出が必要ですが、災害発生時に救援活動を行う場合、口頭により速やかに手続きを行うことが可能です。
- 被災地への救援物資、ライフラインの復旧等に必要とされる資機材等に含まれる爆発物等(小型燃料ガスボンベ等)の輸送の航空法施行規則第194条第2項第5号に基づく承認については災害発生時に救援活動を行う場合、口頭により速やかに手続きを行うことが可能です。
※災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部や非常災害対策本部が設置される大規模災害の場合は、やむを得ない事由により、事後の連絡でも可能です。



口頭による許可手続きの流れ

救援活動のための申請が必要



口頭(電話)で申請

※申請先や通報項目の詳細は次ページ以降をご参照下さい



口頭(電話)で許可



飛行計画を通報



救援活動のための飛行開始

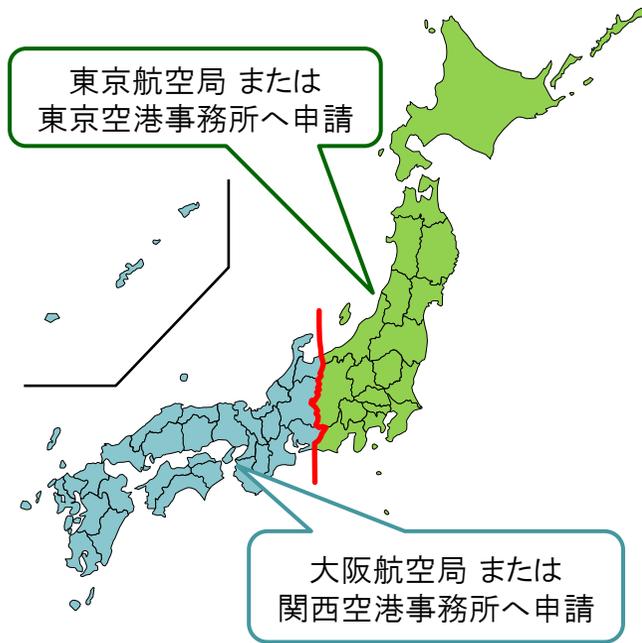
口頭による手続きを行う申請先

申請先は①航空機及び②飛行する場所(都道府県や市町村等)により異なります。

- ① まず、各下表左欄の航空機に応じ右欄の「航空局」、「東京／大阪航空局」又は「東京／関西空港事務所」の申請先を確認
- ② 東京航空局/大阪航空局、東京空港事務所/関西空港事務所どちらへの申請かについては、飛行場所(都道府県や市町村等)に応じ、別添の「空港等以外の場所における離着陸の許可等に係る連絡先一覧(夜間休日を含む)」を確認

※申請先等ご不明な点がございましたら、下表、東京／大阪航空局あてお問い合わせ下さい

②飛行する場所に応じ、東京航空局又は大阪航空局等へ申請



東京／大阪航空局や、東京／関西空港事務所の申請先の詳細は別添の「空港等以外の場所における離着陸の許可等に係る連絡先一覧(夜間休日を含む)」にてご確認下さい

| 空港等以外の場所における離着陸の許可 (航空法第79条ただし書許可) | 申請先 | |
|--|---------------|---|
| ・航空運送事業の用に供する航空機 ・船舶又は構築物において離着陸する航空機 | 東京航空局 | 平日昼間:03-5275-9321 夜間休日:090-4931-5111 |
| | 大阪航空局 | 平日昼間:06-6937-2780 夜間休日:080-8949-9908 |
| ・上記以外の航空機 | 東京空港事務所 | 050-3198-2865 |
| | 関西空港事務所 | 平日昼間:072-455-1330 夜間休日:050-3198-2870 |
| 最低安全高度以下の高度での飛行の許可 (航空法第81条ただし書許可) | 申請先 | |
| ・航空運送事業の用に供する航空機 ・計器飛行方式又は夜間において飛行しようとする航空機 ・物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機 | 東京航空局 | 平日昼間:03-5275-9321 夜間休日:090-4931-5111 |
| | 大阪航空局 | 平日昼間:06-6937-2780 夜間休日:080-8949-9908 |
| ・上記以外の航空機 | 東京空港事務所 | 050-3198-2865 |
| | 関西空港事務所 | 平日昼間:072-455-1330 夜間休日:050-3198-2870 |
| 爆発物等の輸送に関する承認 (航空法施行規則第194条第2項第5号に基づく申請) | 申請先 | |
| ・全ての航空機 | 航空局安全政策課 | 平日昼間:03-5253-8737 夜間休日:080-2249-5839 |
| | ※下記連絡先で一括受付可能 | |
| | 東京航空局 | 平日昼間:03-5275-9321 夜間休日:090-4931-5111 |
| | 大阪航空局 | 平日昼間:06-6937-2780 夜間休日:080-8949-9908 |
| 物件投下の届出 (航空法第89条ただし書届出) | 届出先 | |
| ・全ての航空機 | 東京空港事務所 | 050-3198-2865 |
| | 関西空港事務所 | 平日昼間:072-455-1330 夜間休日:050-3198-2870 |

口頭による手続きを行う場合の申請内容及び留意事項

- 口頭による手続きを行い許可を受けた場合であっても、後日申請書を提出する必要があります。
- 許可基準を満たしている他、災害時は公的機関による搜索又は救助のための飛行により航空機が輻輳しますので、事前に災害対策本部と調整の上、飛行してください。

口頭による申請を行う場合に通報する項目は以下のとおり。

| 空港等以外の場所における 離着陸の許可 (航空法第79条ただし書許可) | 最低安全高度以下の 高度での飛行の許可 (航空法第81条ただし書許可) | 爆発物等の輸送に関する承認 (航空法施行規則第194条 第2項第5号) | 物件投下の届出 (航空法第89条ただし書届出) |
|---|--|--|---|
| 1. 申請者の所属・氏名、通報者名、連絡先 2. 航空機の型式並びに国籍及び登録記号 3. 離着陸の日時及び場所 4. ①離着陸地帯の広さ及び路面状況 ②障害物の状況(位置及び高さ) 5. 灯火施設の有無(夜間運航の場合、必要) 6. 操縦者の氏名及び資格 7. 目的(災害に対する支援活動であること) 8. その他参考となる事項 (過去に許可を受けた場所であればその旨) | 1. 申請者の所属・氏名、通報者名、連絡先 2. 航空機の型式並びに国籍及び登録記号 3. 飛行の日時 4. 最低安全高度以下の飛行の場所及び高度 5. 操縦者の氏名及び資格 6. 同乗者の氏名及び同乗の目的 7. 目的(災害に対する支援活動であること) 8. その他参考となる事項 (過去に許可を受けた場所であればその旨) | 1. 申請者の所属・氏名、通報者名、連絡先 2. 航空機の型式並びに国籍及び登録記号 3. 目的(災害に対する支援活動であること) 4. 予定飛行経路及び日時等 5. 荷送人、荷受人及び輸送人の氏名 6. 輸送しようとする物件の品名(国連番号) 7. 輸送しようとする物件の包装方法、外装容器当たりの物件の質量及び輸送物の個数 8. 航空機への積載方法及び固縛方法 9. 輸送時における取扱い上の注意事項 10. その他参考となる事項 (過去に承認を受けた物件であればその旨) | 1. 申請者の所属・氏名、通報者名、連絡先 2. 航空機の型式並びに国籍及び登録記号 3. 物件投下日時及び場所 4. ①物件投下の高度 ②物件の概要(形状及び重量) 5. 操縦者の氏名及び資格 6. 目的(災害に対する支援活動であること) 7. その他参考となる事項 (過去に届出を行った場所であればその旨) |

その他、留意事項(飛行計画)

- 出発地を中心として半径9km以内の区域の上空を飛行し、かつ当該区域内の場所に着陸する場合を除き、飛行計画(フライトプラン)を通報する必要があります。
- 当初通報した飛行計画と異なる運航を行う場合であっても速やかな通報を行ってください。
- 飛行計画を通報した航空機の機長は、遅滞なく到着の通知を行う必要があります。